

愛リバー・サポーター制度物品協賛等規程

(目的)

第1条 この規程は、愛リバー・サポーター制度の物品協賛等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 「物品協賛」とは、企業、団体等が、愛リバー・サポーター団体(以下「団体」という。)が実施する河川清掃美化活動に必要な物品を団体に提供することをいい、次の各号のとおりとする。

(1) 物品を無償で提供すること。

(2) 物品を無償で貸与すること。

(申込み等)

第3条 物品協賛を行おうとする者(以下「物品協賛者」という。)は、物品協賛申込書(別紙様式1)を愛リバー・サポーター制度推進協議会(以下「協議会」という。)に提出して申し込むものとする。

2 協議会は、前項に規定する申込書を受取り、適当と認めるときは、物品協賛承諾書(別紙様式2)を物品協賛者に交付するものとする。

(受領申込等)

第4条 協賛を受けた物品(以下「協賛物品」という。)の提供又は貸与を希望する団体は、協議会に協賛物品提供(貸与)申込書(別紙様式3)により申し込むものとする。

2 協議会は、前項に規定する申込書を受取り、適当と認めるときは、申込みのあった団体の活動内容及び参加人数等を総合的に勘案して協賛物品を提供又は貸与する団体を決定し、協賛物品提供(貸与)決定通知書(別紙様式4)及び協賛物品引換券(別紙様式5)を交付するものとする。

(受領等)

第5条 団体は、協賛物品を受領するときは、協賛物品引換券(別紙様式5)を物品協賛者に提出するとともに、協議会に協賛物品受領届(別紙様式6)を提出するものとする。

協議会は協賛物品受領届により物品の受領を確認したときは協賛物品受領書(別紙様式7)を物品協賛者に交付するものとする。

2 団体が提供を受けた協賛物品は、原則として返還しないものとする。

(条件)

第6条 協賛物品の受取り及び処分については、次のとおりとする。

(1) 協賛物品の提供の場合は、原則として団体が物品協賛者の指定した場所に受取りに行くものとし、処分も団体が行うものとする。

(2) 協賛物品の貸与の場合は、原則として物品協賛者が送付及び処分を行うものとする。

2 協賛物品の受取りの時期は、団体と物品協賛者とが協議して定めるものとする。

(管理)

第7条 協賛物品の管理は、次のとおりとする。

(1) 協賛物品の管理は原則として協賛物品を受領した団体が行う。ただし、特殊な物品については物品協賛者と協議することとする。

(2) 協賛物品に瑕疵があったときは、物品協賛者が修復を行うものとする。

(損失補償等の責任)

第8条 協議会は、物品協賛者の損失の補償等について一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、物品協賛等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年7月22日から施行する。